



「ごちそうを食べるケースもあります。」最後のベッドだから」と、ひつぎにお金をかける遺族もいます。

宗教色のないお別れ会もあれば、僧侶の読経など宗教色のあるお葬式もあります。仏教のお葬式では、戒名（日蓮宗では「法号」、浄土真宗では「法名」という）をつけることが多いので、故人につける名前を戒名だと思いついでいる人は少なくないでしょう。しかし戒名とは、仏教徒になつたという証の名前ですので、本来は生きていながらに授かるものです。キリスト教徒が洗礼を受けた時に授かるクリスチャンネームと同じです。

また戒名は二文字で、その下に「居士」「信士」「大姉」「信女」といった位号がつくのが基本ですが、院号や道号が戒名の上につくこともあります。「院号・道号・戒名・位号」がついた長い名前は、お寺に貢献した人に住職が授けるものですが、高度成長期以降、菩提寺とはお葬式と法事だけの付き合いでも、「お布施をたくさん出せば長い名前をつけてもらえる」という風潮が定着し、遺族の見栄や世間体の象徴として、長い戒名をつける人が少なくありませんでした。

一方、憲法では信教の自由が保障されていますので、仏教徒として戒名をつけるかどうかは、国民の自由です。昨今では家族だけでお葬式をする人が増え、見栄や世間体を重んじなくなると、「戒名はいらない」「短い戒名がいい」という人が増えています。

また下世話な話ですが、参列者が少ないと、いただくお香典の総額も少ないので、遺族が葬儀費用のほとんどを負担することになります。葬儀費用そのものを抑えたいのか、遺族の自己負担を減らしたいのか、それとも費用には関係なく、親しい友人や親族だけでお葬式をしたいのかによっても、小さなお葬式のイメージは変わってきます。

かつては、お通夜は家族や親族だけで執り行う儀式で、身内以外は告別式に参列するのが一般的でした。ところが、親族を中心とした家族葬が主流になってくると、お通夜も告別式も、同じ顔触れで儀式をすることになってしまいます。ならば、お通夜と告別式を一緒にして、一日で終えようというのが、「ワンデーセレモニー（一日葬）」です。

昨今、一族郎党が同じ地域に住んでいるとも限らず、遠方からやってくる場合、お通夜から告別式まですべてに参列するためには、宿泊をしなければならないこともあります。時間も交通費もかかるうえ、参列者が高齢や闘病中であつたり、家庭の事情などで、宿泊が難しいケースでも、ワンデーセレモニーであれば、一日で火葬まですべて終わるので、高齢や遠方の親族への負担を軽減できるかもしれません。

さらにコロナ禍以前から、大都市部では火葬のみで済ませる「直葬」が3割程度を占めていました。家族数人しかいないのであれば、葬儀会館で祭壇を作ってお葬式をする必要もないと考える人もおり、最近で

は自宅に遺体を安置し、家族だけで火葬までの時間を過ごす「直葬」を望む人も増えています。法律で定められていることは、「死後24時間以内の火葬や土葬の禁止」と、「死亡を知った日から7日以内の死亡届提出」の2つだけですので、お葬式をすることがどういふ自由です。

なお自分の葬儀への備えとして、冠婚葬祭互助会などに加入し、掛け金を積み立てている場合には、家族に伝えておきましょう。そうとは知らない遺族が別の葬儀社に依頼し、互助会を解約するケースも少なくありません。預貯金とは異なり、互助会の掛け金には利息はつきませんし、サービスを一度も利用しなくても、解約時には手数料を引かれることが一般的です。

1970年は
5人に1人が土葬だった「お墓」

日本では、人が亡くなれば、死者祭祀やお墓の管理は家族や子孫が担うべきだと考えられてきました。

例えば、お墓は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が継承すると、民法で規定されています。慣習とは何か、までは法律には明記されていませんが、多くの人は、長男がお墓を継承すると思われています。「次男や三男は新しくお墓を建てなければならぬ」「結婚して姓が変わった娘は、実の両親と一緒にのお墓に入れない」と思っている人も少なくないでしょう。

しかし公営墓地や民間霊園では、一緒のお墓に入れる人の範囲を、お墓を引き継いだ人からみて「6親等内の親族、配偶者、3親等内の姻族」としていることが一般的です。1親等の娘、2親等のきょうだいはもちろん、4親等の従兄弟と同じお墓に入ることは、理論上、何ら問題はありませぬ。そもそも「〇〇家の墓」のように、子々孫々で同じ墓石の下に遺骨を安置するようになったのは、火葬をするようになったからです。

厚生労働省『衛生行政報告例』によれば、今でこそ火葬率は99・9%を超えています。1970年には火葬率は79・2%でしたので、50年前でも、5人に1人は土葬されてきました。このことから、子々孫々が同じお墓に埋蔵され、継承、管理するお墓には、それほど長い歴史があるわけではないことが分かります。なお、「埋蔵」は、火葬後の遺骨をお墓に納骨すること、「埋葬」は土葬のことです。納骨堂に納めることは「収蔵」といいます。

多様化する遺骨の供養方法

いわゆるお墓は、法律では「墳墓」といいます。墳墓とは、「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」とされています。

日本のお墓といえば、縦長の石に「〇〇家の墓」「先祖代々の墓」と刻まれた形をイメージする人が多いかもしれませんが、昨今、墓石に刻む文字が多様化しています。

家名ではなく、「愛」「志」「平和」などの単語であったり、「ありがとう」「偲」など、遺族から故人へのメッセージを刻んだりする墓石が増えています。音楽好きだった故人のために、楽譜を墓石に刻んだお墓や、パイオリンやピアノの形をした墓石を建てる遺族もいます。

こうしたお墓は、先祖をまつる場所というよりは、故人が生きた証や故人の死後の住みかとしての意味合いが強いです。

夫婦や家族などではなく、血縁を超えた人たちと一緒にいる共同墓や合葬墓を志向する人もいます。ここ数年、こうした共同墓を公営墓地に新設する自治体が増えています。共同墓を運営する主体は自治体だけでなく、市民団体、寺院や教会等の宗教施設のほか、老人ホームなどの高齢者施設もあります。共同墓を運営する市民団体のなかには、生前に契約した人たち同士で定期的に親睦会を催したり、共同墓のお墓参りをするところもあります。

血縁を超えた人たちで入るこうした共同墓は、子々孫々での継承を前提としない点特徴です。寺院が運営する共同墓や合葬墓は「永代供養墓」と呼ばれ、寺院が子孫に代わって、故人の供養やお墓の維持管理をします。共同墓は、「永代」といっても永久に個別に遺骨を安置し、供養してくれるわけではありません。納骨後、20年や33年などを経過すれば遺骨を他の人の遺骨と合葬するなど、寺院によって運営方法はまち

まちです。

またロッカー式の納骨堂は、本州や四国では、お墓を建てるまでの一時的な安置施設として利用されることが多かったのですが、最近では、〇〇家の墓として納骨堂を利用する人が増えています。

厚生労働省『衛生行政報告例』によれば、東京都では2005年度には納骨堂は310施設ありましたが、2010年度には347施設、2023年度には459施設にまで増加しています。東京では、広大な用地の確保は難しいこと、仮に土地があっても、近隣住民からの反対が根強いことから、新たに墓地を造成するのは現実的ではありません。それに比べ、ビル型の室内納骨堂は狭小地でも建設できるため、増加傾向にあり、供給過多の状況ともいえます。

そのため、今後、墓地や納骨堂の運営主体である寺院や民間会社が倒産したら、支払った利用料金は戻ってこないうえ、遺骨を取り出せない事態に陥る可能性も懸念されます。墓地や納骨堂と契約する際には、運営主体の経営状況をよく調べることも大切です。

散骨、自宅での安置、手元供養

一方、お墓に納骨せず、海などに散骨する方法を望む人もいます。法律では墓地以外での埋蔵は禁じられていますが、散骨は遺骨を撒くのであって埋蔵ではないため、違法ではないとされています。

